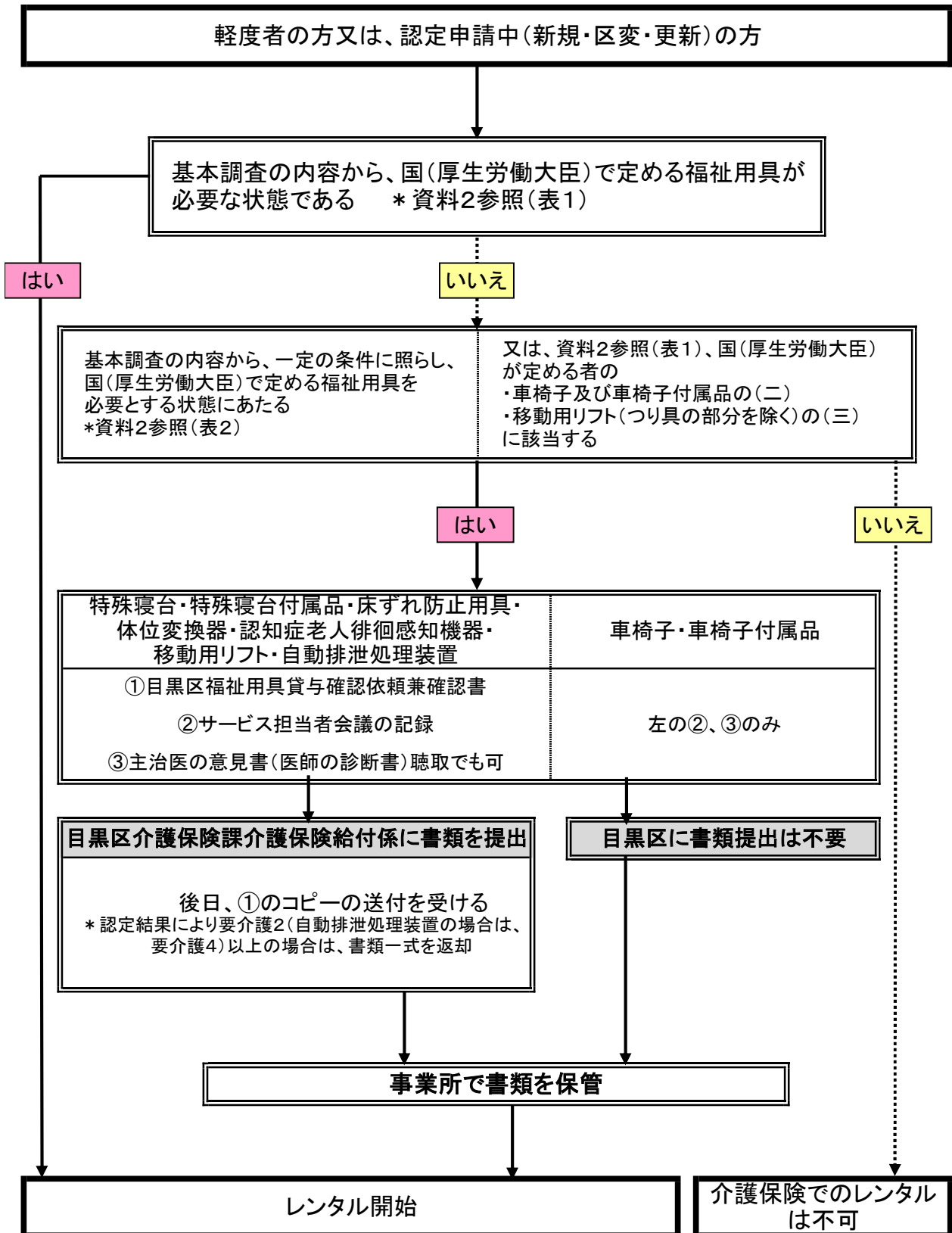


軽度者（認定なしも含む）の福祉用具レンタルの手続きについて

* レンタルを開始する前に、**必ず**必要な事務処理をしてください。



介護保険制度における軽度者の福祉用具貸与の取り扱いについて

介護保険制度における軽度者の福祉用具貸与については、車いす等の種目は介護保険給付の対象外とされていますが、国(厚生労働大臣)が定める福祉用具を必要とする状態(表1)であれば、対象外の種目についても貸与可能となっています。

しかし、福祉用具が必要な状態である方にもかかわらず、国(厚生労働大臣)が定める福祉用具を必要とする状態の判断から対象にならなかった場合は、一定の条件(表2)にあてはまり、所定の手続きを経た結果、「例外」として福祉用具の貸与の給付が可能です。

手続きの方法については「軽度者(認定なしも含む)の福祉用具レンタルの手続きについて」を参照してください。

(表1)

対象外種目及び要介護度	国(厚生労働大臣)が定める者 (第23号告示第19号)	基本調査の結果 (認定調査票)
ア 車いす及び車いす付属品 要支援1・2 要介護1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	* 該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメント及び医師の意見等により、サービス担当者会議で判断する。
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 要支援1・2 要介護1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 要支援1・2 要介護1	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器 要支援1・2 要介護1	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) 要支援1・2 要介護1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	* 該当する認定調査結果がないため、適切なケアマネジメント及び医師の意見等により、サービス担当者会議で判断する。
カ 自動排泄処理装置 要支援1・2 要介護1・2・3	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

(表2)

一定の条件	手続き
<p>疾病その他の原因により、次のいずれかに該当する者</p> <p>I 状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 (例: パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等)</p> <p>II 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」に該当することが確実に見込まれる者 (例: がん末期の急速な状態悪化 等)</p> <p>III 身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当すると判断できる者 (例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等)</p>	<p>左記のⅠ～Ⅲに該当し、福祉用具の必要性が確認できたら、①～③の書類を作成し(各1部)、介護保険給付係あてに提出し、確認をとる。</p> <p>①目黒区福祉用具貸与確認依頼兼確認書</p> <p>②サービス担当者会議の記録</p> <p>③主治医の意見書(医師の診断書)聴取でも可</p>